

業務委託候補者 評価基準

審査項目	審査内容		配点
1 実施体制 (計20点)	(1)組織体制 対象地域の各圏域で事業実施するために必要な人員、組織が整備され、進行管理を行える体制を有していること (厚生労働省の定める「就労準備支援事業実施要領」4(3)配置職員に記載のある資格を有する人材であること。)		10点
	(2)個人情報保護 個人情報保護のための必要な措置を講じていること		5点
	(3)県等との連携体制 県・事業対象市及び県・対象市が所管する生活就労支援センターとの連携調整を適切に行える体制となっていること		5点
2 支援の実績・ノウハウ	就労に向け基礎能力の形成から支援が必要な者に対して、相談支援、社会参加支援、就労訓練等の実績・ノウハウを有すること (就労準備支援以外の支援、生活就労支援センターとの連携実績も記載)		10点
3 制度・事業の理解 及び実施方針	制度や事業の趣旨を的確に理解し、事業対象地域における支援のニーズや特徴等を的確に分析・把握したうえで、明確な理念のもと事業の実施方針を定めていること		10点
4 支援の内容 (計40点)	(1)～(3)について、対象地域の各圏域で支援を実施することを想定し、支援の実施内容等に具体的に示すこと ※【別表2の様式による】	(1)生活自立支援 支援の場所、支援に当たる者等	10点
		(2)社会自立支援 支援の場所、支援に当たる者、グループワークの内容等	10点
		(3)就労自立支援 各種講習会等の企画内容、就労体験先の業務、場所、支援体制等	10点
	(4)安全面の配慮 事故防止など、安全面での配慮がなされていること		5点
	(5)実現性 提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であること		5点
5 関係団体との連携・ 就労体験先の開拓	・各圏域において、協力事業所、ボランティア団体等との連携等、一般就労に向けた支援体制を確保していること ・就労体験先の開拓について有効な計画を有していること		10点
6 事業費見積	提案内容に対し、実施に必要な経費が適切に見積もられ、実現可能な計画であること		10点
合 計			100点 満点